

# はがタウンインフォメーション

HAGA town Information

## お知らせ

### 事前予約で第3土曜日（午前中）もご利用可能に

●総務課庶務人事係  
【☎028 (677) 1111】  
町ではサービスを向上するため、4月から事前に予約した場合に限り、毎月第3土曜日の午前中(8:30～12:00)に業務を行います。

各種届け出、相談や説明を希望する人は、第3土曜日の3日前(水曜日)までに、訪問する課に問い合わせと予約をしてください。なお、業務の内容によっては、対応できない場合があります。

### 芳賀チャンネルの開局が5月1日に延期になります

●企画課広報広聴係・情報係  
【☎028 (677) 6032】  
4月1日に予定していた芳賀チャンネル(光の道整備事業)の開局ですが、震災などの影響により開局を5月1日に延期することしました。ご理解くださいますようお願いいたします。

### 第20回さくら祭りの中止

●芳賀町観光協会(商工観光課内)  
【☎028 (677) 6018】  
4月3日(日)から17日(日)まで予定したさくら祭りは、中止します。

### 国民年金保険料の改正

●住民課国保年金係  
【☎028 (677) 6038】  
4月から平成24年3月までの国民年金保険料の月額が80円引き下げられ、15,020円となります。今後国民年金保険料は、物価変動率などによって変化しながら平成29年まで引き上げられる予定です。  
納付は便利でお得な口座振替がおすすめです

保険料を当月末の口座振替(早割)にすると月々50円の割り引きになります。また、6カ月分をまとめ

て口座振替すると1,020円の割り引きになります。

●申込方法/国民年金口座振替申出書を金融機関または年金事務所へ提出

### 国民健康保険の届出を

●住民課国保年金係  
【☎028 (677) 6038】  
次のような場合は速やかに住民課へ届け出てください。

●社会保険に加入したとき/印鑑・国民健康保険証・社会保険証を持参 ●社会保険をやめたとき/印鑑、社会保険の資格喪失証明書(年金を受給している人は年金証書)を持参

### 国民健康保険税の課税限度額の引き上げと低所得者への軽減割合の拡大

●住民課国保年金係  
【☎028 (677) 6038】  
国民健康保険財政は、依然として厳しい状況にあります。このため、地方税法施行令の一部改正、平成22年度の税制改正大綱の決定に伴い限度額を引き上げます。基礎課税分(医療分)は47万円から50万円に、後期高齢者支援金分は12万円から13万円に、介護納付分は9万円から10万円に引き上げになります。これにより、課税限度額の合計はこれまでの68万円から73万円に引き上げになります。

また、前年中の世帯の所得金額の合計が一定基準以下の場合には、均等割額と平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。この軽減制度の割合が拡大され、今までの6割軽減が7割に、4割軽減が5割にそれぞれ増加されます。また、4割軽減に該当しなかった世帯でも、新たに2割軽減の対象になる場合があります。

### 70～74歳までの医療費の窓口一部負担

●住民課国保年金係  
【☎028 (677) 6038】  
高齢受給者(70～74歳)のうち、現在医療機関窓口での本人負担

が1割の人は、4月以降も平成24年3月31日までは1割負担が継続されます。4月1日からは、新しく届けられた高齢受給者証をお使いください。

3割負担の人は、7月31日の年度更新による負担区分見直しまでは、現在の受給者証をお使いください。

### 児童扶養手当の額の改定

●健康福祉課福祉係  
【☎028 (677) 1112】  
児童扶養手当の支給額が今年4月1日から改定されます。

4月分以降の手当額は、全額支給の場合は月額41,550円、一部支給の場合は月額9,810円～41,540円となります。なお、2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、これまでどおり第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円です。

### ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業(上半期分)

●健康福祉課介護保険係  
【☎028 (677) 6015】  
給付対象者に町内協定店舗で利用できる5,000円分の紙おむつ給付券を交付します。  
●対象者/芳賀町に住所があり、要介護3以上の認定を受けた町民税非課税世帯の高齢者などで、紙おむつを使用している在宅の人 ※入院・入所の人は該当しません ●申込/4～9月の間に健康福祉課で随時受付。申請した月から9月までの月数分の給付券を交付します。

### 固定資産縦覧帳簿・課税台帳の縦覧

●税務課資産税係  
【☎028 (677) 6035】  
固定資産税の根拠となる土地・家屋評価額などを掲載した縦覧帳簿を見ることができます。  
●縦覧期間/4月1日～5月31日 8:30～17:00(土・日・祝を除く)  
●縦覧場所/税務課 ●内容/土地・家屋価格など、縦覧帳簿[所在・地番・地目(構造)、地積(床面積)、価格、種類] ●縦覧できる人/所有者(納税者) ※所有者以外は本人からの委任状と運転免許証・保険証などの身分証明書が必要。借地・家人が閲覧する場合

は、権利関係が確認できる契約書などが必要 ●手数料/無料

### 農振変更の申請受付

●農政課農業振興係  
【☎028 (677) 1110】  
農用地域内の農地を住宅や資材置場などに使用する場合は、変更手続きが必要です。※許可要件を満たさないものについては変更できない場合があります。  
●締切/4月20日

### 無人ヘリによる麦防除実施

●JAIはが野芳賀・市貝地区営農センター  
【☎028 (677) 0711】  
●防除予定期間/4月20日～5月10日 ●散布時間/5:00～12:00 ※麦の生育状況、天候などにより延期となることがあります。散布中は、危険ですので無人ヘリには絶対に近寄らないでください。

### 砂利敷きの申請方法が変わります

●建設課管理係  
【☎028 (677) 6019】  
町道の砂利敷きや砂利道の不陸整正などの申請は、これまでは個人からの申請でも受け付けていたが、申請者と道路の隣接者が異なる場合にさまざまなトラブルが起きていました。

平成23年度からはトラブルを避けるため、地域の班長・区長や行政連絡員などから、地域の総意として申請していただくこととしました。道路整備についてお気づきの点は、まず地域の代表者にご相談の上、申請ください。

### 海洋センター営業再開

●海洋センター  
【☎028 (677) 0030】  
地震被害により臨時休館をしていた海洋センターは、4月5日(火)から営業を再開する予定です。詳細は海洋センターまでお問い合わせください。

### スポーツ施設利用料の改正

●武道館  
【☎028 (677) 5155】  
4月から、町内のスポーツ施設の利用料を改正しました。詳細はお問い合わせください。  
改正点  
①午前と午後の料金が同額に

②全ての野球場のナイター使用料が一律2,000円に(ひばりと総合が安く)なりました。

### 第2期子ども読書活動推進計画を策定しました

●総合情報館(知恵の環館)  
【☎028 (677) 2525】  
子どもたちが楽しんで読書をする心を育て、個性豊かで、健やかに成長するよう「第2期子ども読書活動推進計画」を策定しました。平成23年から27年までは、この計画ののっとり事業を進めていきますので、ご協力をお願いします。

推進計画書は、総合情報館ホームページで閲覧できます。また総合情報館窓口でも配付します。

### 屋食場所として多目的室を開放します

●総合情報館(知恵の環館)  
【☎028 (677) 2525】  
土・日・祝日および学校の夏休み期間などに、多目的室を昼食場所として開放します。※ただし多目的室の使用予定がない場合に限りです。  
●開放時間/11:00～14:00

### ふれあいタクシーひばり停電中の予約先のお知らせ

●予約センター(停電中以外)  
【☎028 (677) 2323】  
停電中は、ふれあいタクシー「ひばり」の予約システムが使用できません。次の電話番号へご連絡ください【☎090 (2559) 4302】。

### 芳賀地区広域行政センターが移転しました

●芳賀地区広域行政事務組合  
【☎0285 (82) 9151】  
芳賀地区広域行政センターは、震災により建物が著しく損傷したため、3月18日に真岡コンピュータカレッジ跡地へ事務所(事務局・ごみ処理施設建設準備室・教育委員会)を移転しました。

## イベント

### 道の駅はがイベント

●道の駅はが【☎028 (677) 6000】  
今回の震災により被害を受けられた皆さまにお見舞いを申し上げます。  
道の駅はがフリーマーケット  
●日時/4月24日(日)8:00～15:00 ●場所/道の駅はが芝生広場  
芳賀町写真クラブ春の写真展  
●日時/4月1日(金)～22日(金)  
●場所/道の駅はが展示コーナー  
芳賀絵画教室春季作品展  
●日時/4月25日(月)～5月8日(日) ●場所/道の駅はが会議室

### あいらぶ写真展・芳賀写真クラブ写真展

●総合情報館(知恵の環館)  
【☎028 (677) 2525】  
●日時/4月29日(金)～5月15日(日)9:30～17:00(15日は15:00まで) ※毎週月曜日休館、計画停電中は休館 ●場所/総合情報館 ●内容/写真家丹地敏明氏・佐藤恵仁氏、町内で活動している人の作品約100点を展示 ●観覧料/無料

## 平成23年度コミュニティ活動奨励金

●町民会館 【☎028 (677) 0009】

町では、「町民主体のまちづくり」を進める上で、まちづくりの原点ともいえる自治会やボランティアの活動を応援します。何かを始めようと考えている人、すでに何らかの活動に取り組んでいる人は、ぜひご活用ください。  
●対象者/法人格の有無を問わず町内に事務所(局)を有し、5人以上で構成する団体などで、安全で快適な暮らしができる地域やまちづくりに貢献できる人  
●対象にならないもの/町などが実施する、ほかの財政的支援の対象となるもの・活動の主たる効果が町外で生じるもの・活動の利益などを構成員で分配するもの・コミュニティの構成員による飲食費・コミュニティの構成員に対する人件費や謝礼など  
●奨励金の限度額/年間5万円  
●応募締切/5月末